

令和2年11月17日

山口県市長会 会長 市 川 熙 様

山口県社会福祉法人経営者協議会
会 長 内 田 芳 明

人口減少、少子高齢化の進行等による社会構造の変化、地域社会の変容等、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化しています。そうした変化に適切に対応するためには、良質な福祉サービスの安定的・継続的な提供にとどまらず、地域に潜在する幅広い福祉ニーズの支援に取り組むことが重要です。

こうした社会福祉法人の使命と役割を果たすためには、なお一層の法人経営基盤の強化、福祉人材の確保・定着・育成のための処遇改善及び資質向上を図ることが必要となります。ついては、下記の事項について特段の御配慮をお願いします。

記

1 各市町社会福祉法人地域公益活動推進協議会等による地域における公益的な取組の促進について

本会では、すべての市町で、市町社協と管内の社会福祉法人が相互に連携・協働した地域における公益的な取組の実施をめざし、市町社会福祉法人地域公益活動推進協議会等の設置を図っています。

このように、複数の社会福祉法人が力を合わせて、制度の狭間にある多様な生活・福祉課題に取り組むことで、単独の社会福祉法人では対応しにくい課題にも向き合うことができる等、地域共生社会の実現に向けてより効果的な取組が期待されています。

ついては、市町で策定される「地域福祉計画」では、社会福祉法人地域公益活動推進協議等、社会福祉法人の代表者を参加させていただくとともに、計画に地域における公益的な取組を位置付けていただきますようお願いします。

また、現在、10市町（下関市、宇部市、山口市、下松市、岩国市、光市、長門市、美祢市、周南市、田布施町）で市町社会福祉法人地域公益活動推進協議会が設置されています。

設置市町においては、こうした取組に対する県民への理解促進のための広報活動への支援、協議会に参加していない法人への指導監査等での参加呼びかけへの協力をお願いします。

未設置市町においては、協議会の設置や複数の社会福祉法人の連携・協働に向けた取組に対する助言等の支援をお願いします。

2 福祉人材確保・育成・定着のための施策の拡充

福祉現場では、福祉人材の確保・育成・定着が切実な課題となっており、慢性的な人手不足により過重な勤務を余儀なくされる職員は、疲弊し、体力的、精神的な余裕を失っています。

福祉人材の確保では、幅広い人材の参入促進による福祉人材の量的確保を要望します。

また、福祉人材の育成・定着では、職員の研修受講における代替職員の派遣体制の整備や、職員の資質向上のための研修費用の助成について要望します。

3 福祉の職場や仕事に対する理解促進、イメージアップに向けた広報の推進等

福祉人材確保のためには、福祉の仕事に対する社会全体の理解とイメージアップが重要です。

特に、次世代を担う若年層（小中学生・高校生等）に対する福祉の仕事の意義や重要性の理解促進、職業選択につながる働きかけが望まれます。福祉行政と教育行政及び福祉関係者等、地域の多様な関係者の連携による取組、イメージアップのための広報活動を要望します。

4 一貫性のある社会福祉法人指導監査等

社会福祉法人指導監査において、所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制（ローカルルール）の是正を図るため、監査の確認事項や指導監査の基準を明確にした「指導監査ガイドライン」が作成されています。このガイドラインに基づき、監査員による指導内容の差異がないよう、一貫性のある指導監査となるよう要望します。

また、市町行政が実施主体となる福祉行政について、独自の施策を実施される場合は、社会福祉法人・福祉施設や利用者が理解できるよう、十分な周知をお願いします。

5 外国人人材の受入れ体制の充実

社会福祉法人・福祉施設における外国人人材の具体的な受入れに向けては、各制度の趣旨を深めていくと同時に、受入れに係る費用面における社会福祉法人・福祉施設への支援拡充を要望します。

さらに、受入れた外国人人材については、本県において安心して生活、就業できるようできるよう相談体制等のフォローアップの充実を図られるよう要望します。

6 養護老人ホーム、救護施設の活用

養護老人ホーム及び救護施設は、低所得者（生活保護者等）、障害者、要介護者など、在宅での暮らしが困難な方を対象とした措置施設です。最近では、アルコールや薬物依存症の方、矯正施設退所者、DV（ドメスティックバイオレンス）被害者、多重債務者やホームレス等、各福祉制度の狭間にある方、緊急性のある方のセーフティネットとして機能しています。さらには、新型コロナウイルス感染症による雇止め等の生活苦や一時的に住居を失った国民に対して、地域移行のノウハウを持つ救護施設の伴奏型支援は、セーフティネットとしての施設機能をさらに有効活用できるものと思われます。

こうした機能をより一層発揮するべく、既存の社会福祉施設である養護老人ホーム、救護施設の活用に向け、適切な入所措置を実施していただくよう要望します。

7 養護老人ホーム、救護施設の措置費の適正な見直し

介護保険サービスの対象ではない、養護老人ホームや救護施設の支援員は、介護職員と同じ業務をしていますが、特定処遇改善加算の対象となっておりません。将来の人材確

保に展望が持てるよう、この加算に相当する増額支援を講じられるようお願いいたします。

8 福祉避難所の運営に対する支援

災害時に社会福祉法人・福祉施設は、その専門的機能や設備を生かして、地域の要配慮者等を受け入れる役割があり、多くの社会福祉法人・福祉施設では、福祉避難所の指定を受けています。

近年発生している大規模災害においては、福祉避難所の運営において、要配慮者への相談支援や介護、生活環境の改善等の専門的な支援をはじめ、様々な福祉ニーズに対応するための体制や環境整備が必要となっています。

こうした福祉避難所の運営は、通常業務に加えて対応していることから、利用者及び避難された要配慮者の支援が適切に行えるよう、必要な人的支援体制や財政支援を図られるよう要望します。

9 災害時の社会福祉法人・福祉施設の事業継続・再開に向けた取組支援

社会福祉法人・福祉施設では、利用者の生命を守るため、災害時においても事業継続計画の策定を進めています。また、地域住民の避難所や要配慮者の福祉避難所となっている社会福祉法人・福祉施設も多くあり、地域の福祉拠点としての役割を果たすべく取組を進めています。

社会福祉法人・福祉施設が災害時においても円滑に事業継続・再開を図れるよう、事業継続計画の策定や具体的な訓練に対して、行政の関与や研修の実施、必要な財政支援を図られるよう要望します。

10 福祉サービス第三者評価事業の受審促進

福祉サービス第三者評価事業の受審促進のため、関係部署が連携し、積極的な広報啓発をお願いします。また、介護保険関連施設等にも外部評価のしくみを導入し、利用者が質の高いサービスを安心して選択できる基盤整備を図られるよう要望します。